

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

# 付属合意書 N° 1

2013年9月7日に、東京都（以下「開催都市」という。）、日本オリンピック委員会（以下「NOC」という。）及び国際オリンピック委員会（以下「IOC」という。）により締結された2020年に開催される第32回オリンピック競技大会（2020/東京）に関する開催都市契約（以下「HCC 2020」という。）に関する付属合意書

## 前文:

2013年9月7日にブエノスアイレスにて開催された第125回IOC総会において第32回オリンピック競技大会（2020/東京）の開催都市に東京が選定された後、開催都市、NOC及びIOCは、同日、HCC 2020を締結した。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、2014年8月6日に開催都市、NOC、IOC及び組織委員会（以下これらを総称して「本契約当事者」という。）の間で締結された併合契約（以下「Joinder Agreement」という。）に規定された条項に従って、HCC 2020を忠実に遵守するとともに、HCC2020の完全なる当事者となった。

HCC 2020のセクション6の記載は以下のとおり：

### 6. テクニカルマニュアル、指針およびその他の指示の内容の変化

開催都市、NOC、およびOCOGは、テクニカルマニュアル、指針、その他IOCの指示により定められた条件および条項に従うものとする。開催都市、NOC、およびOCOGは、本契約に含まれる、または参照することで本契約に組み込まれる、テクニカルマニュアル、指針およびその他の指示の内容が、当該事項に関するIOCの現在の立場を表したものであるが、他方、それらの資料は技術上その他の変更（これらの変更の一部は、本契約の当事者の支配

が及ばない場合もある)の結果、発展する場合もあることを認める。IOC はかかるテクニカルマニュアル、指針およびその他の指示を修正し、かつ新たなテクニカルマニュアル、指針および指示を発行する権利を留保する。開催都市、NOC、およびOCOGは、本大会がIOCの決定に基づき最良なかたちで組織されるように、これらの修正、および新しいテクニカルマニュアル、指針および指示のすべてに対応するものとする。しかしながら、本契約の当事者が、当該修正、または新しいテクニカルマニュアル、指針および指示が結果として財政上の義務について重大な悪影響を及ぼすと考える場合、当該当事者は、IOCがその修正、新しいテクニカルマニュアル、指針、または指示を発行した日から30日以内に書面にてIOCに報告し、その重大な悪影響について明らかにするものとする。IOCはこの重大な悪影響について、相互に満足がいく方法で対処することを目的に関係当事者と協議するものとする。IOCとかかる関係当事者が相互合意による解決に至ることができない場合、当該関係当事者は、以下の第87条に従い、その件を法的拘束力のある仲裁に委ねる権利を有するものとする。

2016年1月13日に、IOCは、HCC 2020のセクション6に従い、開催都市、NOC及び組織委員会に対して、テクニカルマニュアルを改定し、それを「開催都市契約大会運営要件－2015年9月版」（以下「HCC大会運営要件2015」という。）に改名したことを通知するとともに、開催都市、NOC及び組織委員会がHCC大会運営要件2015の適用に応じるか、または、HCC大会運営要件2015が結果として財政上の義務について重大な悪影響を及ぼすと考えられる場合にはその旨をIOCに通知するよう要請した。

組織委員会、開催都市及びNOCは、IOCと合意した締切日までに、HCC大会運営要件2015のうち数項目が結果として財政上の義務に重大な悪影響を及ぼすと考えられる旨をIOCに通知し、その後、IOC、組織委員会、開催都市及びNOCは、相互に満足する方法にて、財政上の義務に重大な悪影響を及ぼすとして申し立てられた項目に関して対処するための協議を実施してきた。

かかる協議の結果、本契約当事者が相互に合意できる結論が見出されたため、それらを本付属合意書に記載する。

よって、本契約当事者は以下のとおり合意する：

### **1. HCC 大会運営要件 2015 の適用**

本契約当事者は、本付属合意書の締結日以降、HCC 2020 締結時に有効だったテクニカルマニュアル が本契約当事者間において無効となり、HCC 大会運営要件 2015 に完全に置き換えられるとともに、HCC 大会運営要件 2015 が本契約当事者に完全に適用され、本付属合意書のセクション 2 及びセクション 3 に記載された事項のみが例外として適用除外となることに合意する。

### **2. 例外**

本契約当事者は、HCC 大会運営要件 2015 の適用において、本付属合意書の添付書面 1 に規定のとおり、HCC 大会運営要件 2015 の規定文言の変更及び HCC 運営要件 2015 の特定の条項の適用除外という例外があることに合意する。

### **3. 今後の協議**

さらに、本契約当事者は、HCC 大会運営要件 2015 における以下の項目の適用が本契約当事者間における今後の協議の対象であること、そして本契約当事者は当該項目に関して可能な限り早い段階で相互に合意できる結論を導き出すために最善を尽くすことに合意する：NCS 07—渡航補助金（P.60）。

本契約当事者が HCC 大会運営要件 2015 の NCS 07 の適用に関する合意に至るまでは、テクニカルマニュアルの関連条項、すなわち、2013年ロンドン大会後版の NOC サービスに関するテクニカルマニュアル「§2.5.2 計算及び適用」（P.162）が本契約当事者間において継続して適用される。

#### 4. 更なる変更は無いこと

本契約当事者は、本付属合意書に従って本契約当事者間で明確に合意した変更点を除き、HCC 2020 が、更なる変更無く継続して効力を有し、適用されることに合意する。

**【署名は次頁に続く】**

東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

---

日付: \_\_\_\_\_

日本オリンピック委員会

---

日付: \_\_\_\_\_

東京都

---

日付: \_\_\_\_\_

国際オリンピック委員会

---

---

日付: \_\_\_\_\_

添付書面: HCC 大会運営要件 2015 年 9 月版の適用に関して合意した例外及び変更箇所の一覧

**2020年に開催される第32回オリンピック競技大会(2020／東京)に関する開催都市契約に対する付属合意書No1 - 2016年12月  
添付書面1 - 開催都市契約大会運営要件2015の適用に対する例外 - 大会運営要件2015年9月版**

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会(2020／東京)に関する開催都市契約に関する付属合意書のセクション2に従い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、JOC、東京都およびIOCは、開催都市契約大会運営要件-2015年9月版の適用について、下表記載のとおり、以下の事項を例外として扱うことに合意する(修正箇所は、太字及び下線で表記する)。

ID	テクニカルマニュアル上の義務	開催都市契約大会運営要件 2015	状況	備考	開催都市契約大会運営要件 2015の修正
1		SUS 04 - 持続可能性管理システム ・持続可能な大会の実施に重要な、組織の主要な活動を扱った持続可能性管理システムを構築し、遅くとも大会の3年前に、このシステムがISO 20121規格の要件に準拠していることが第三者によって確認されることを確保する。持続可能性管理システムは、以下の活動を含まなければならない。～	文言修正		SUS 04 - 持続可能性管理システム ・持続可能な大会の実施に重要な、組織の主要な活動を扱った持続可能性管理システムを構築し、遅くとも大会の2年前に、このシステムがISO 20121規格の要件に準拠していることが第三者によって確認されることを確保する。
2		CER 11 - 追悼式 ・選手入場の後、しかし公式スピーチの前の任意の時点で、亡くなった人々を思い起こす象徴的な、感傷に浸る時間が設けられることを確保する。 ・この部分は、スタジアム内の観客と放送の視聴者の全てにとって厳粛で適切ものであることを確保する。	文言修正		CER 11 - 追悼式 ・選手入場の後、しかし公式スピーチの前の任意の時点で、亡くなった人々を思い起こす象徴的な、感傷に浸る時間が設けられることを確保する。 ・この部分は、スタジアム内の観客と放送の視聴者の全てにとって厳粛で適切ものであることを確保する。 <b>・IOCとOCOGは、追悼式を閉会式のプログラムに組み込むことにより追悼式を実施しない閉会式と比較して追加の費用がかからないようにするために、創作及び製作計画について協力し、合意する。</b> <b>・もし追悼式を閉会式のプログラムに組み込むことにより追加の費用が生じる場合には、かかる追加の費用はIOCによって負担されることとする。</b>
3		CER 12 - オリンピック月桂冠賞 ・開会式のシナリオに、オリンピズムに目覚ましい貢献を行った個人に対する、オリンピック月桂冠賞(または同賞に関してIOCで決定されるその他の称号)の授与式のためのプログラムが含まれることを確保する。	文言修正		CER 12 - オリンピック月桂冠賞 ・開会式のシナリオに、オリンピズムに目覚ましい貢献を行った個人に対する、オリンピック月桂冠賞(または同賞に関してIOCで決定されるその他の称号)の授与式のためのプログラムが含まれることを確保する。 <b>・IOCとOCOGは、オリンピック月桂冠賞を開会式のプログラムに組み込むことによりオリンピック月桂冠賞を実施しない閉会式と比較して追加の費用がかからないようにするために、創作及び製作計画について協力し、合意する。</b> <b>・もしオリンピック月桂冠賞を開会式のプログラムに組み込むことにより追加の費用が生じる場合には、かかる追加の費用はIOCによって負担されることとする。</b>
4	ポリクリニック 放射線サービス 放射線サービスは、普通のフィルム検査またはデジタル式X線撮影(造影剤なし)、診断超音波、MRIとCTスキャンからなる。より複雑な手順を要求する患者は、病院へ紹介する。	MED 06 - 選手村の総合診療所(ポリクリニック) ・選手村に総合診療所(ポリクリニック)を設置し、選手と役員に総合的医療を提供する。総合診療所は、IOC医事委員会のオフィスと会議室のための適切なスペースを設けるものとする。医師、看護師、薬剤師、歯科医、理学療法士、検眼士及び以下の専門家を配置するものとする。 — 1日16時間のプライマリ・ケア、スポーツ医学、専門医療サービス、医薬品サービス、マッサージを含む理学療法、放射線(必要に応じて、(現場における)超音波、X線、MRI、CT、その他の方法による画像診断)及び検眼 — 24時間の救急医療サービス	文言修正		MED 06 - 選手村の総合診療所(ポリクリニック) ・選手村に総合診療所(ポリクリニック)を設置し、選手と役員に総合的医療を提供する。総合診療所は、IOC医事委員会のオフィスと会議室のための適切なスペースを設けるものとする。医師、看護師、薬剤師、薬剤師、歯科医、理学療法士、検眼士を配置し、以下を提供する。 — 1日16時間のプライマリ・ケア、スポーツ医学、専門医療サービス、医薬品サービス、マッサージを含む理学療法、放射線(必要に応じて、(現場における)超音波、X線、MRI、CT、その他の方法による画像診断)及び検眼 — 24時間の救急医療サービス  <b>以下の条件を満たす場合には、OCOGは、選手村のポリクリニック内におけるCT装置の代わりに、選手村から3km圏内の病院にあるCT装置を使用することができる:</b> <b>・当該病院は、アスリートに対し、病院における待ち時間なしに1日3回のCT撮像を行うことが十分に可能であること。</b> <b>・アスリートへのCT撮像が、当該病院におけるCT装置の緊急利用又は一般患者による利用に影響を及ぼさないこと。</b> <b>・当該病院はアスリートに対して同日予約を受け付けること。</b> <b>・OCOGは、病院までの往復輸送サービスを提供すること。</b> <b>・アスリートの病院到着時に迎え出て、CT装置までエスコートすること。</b>
5	IPC聖火ランナーのスポット割当 OCOGは、PTRの最後2～3日間、IPCに対し、開催都市の地元エリア内の最低50名分の聖火ランナーのスポットを提供しなければならない。これらの聖火ランナーの選考はIPCの自由裁量による。	OTR 12 - パラリンピック聖火リレー(PTR)に関する提案の承認 ・PTRとパラリンピック競技大会のメッセージ、ビジョン、価値が一致していることを確保する。 ・以下を承認手続のためにIPCに提出する。 — PTRのビジョンと全体の規模 — PTR運営計画 — PTRスポンサー計画 — ストーク・マンデビル(英国)の目標を全体のPTRコミュニケーションに組み込んだ、PTRコミュニケーション計画。これは、プレスリリース、その他の発表、編集者への注意、聖火マップへの記載及びパラリンピック競技大会開会式の聖火到着／聖火台点火セグメントを含むものとする。 — いかなる組織にも聖火ランナーズロット(枠)が付与される前の、聖火ランナーの人数と聖火ランナーの割当計画。PTRの最後の3日間に、開催都市内で最低50名分の聖火ランナーズロットがIPCに提供されるものとする。 — 残ったトーチの処理計画	文言修正		OTR 12 - パラリンピック聖火リレー(PTR)に関する提案の承認 ・PTRとパラリンピック競技大会のメッセージ、ビジョン、価値が一致していることを確保する。 ・以下を承認手続のためにIPCに提出する。 — PTRのビジョンと全体の規模 — PTR運営計画 — PTRスポンサー計画 — PTRコミュニケーション計画、ストーク・マンデビル(英国)の目標を全体のPTRコミュニケーションに組み込んだもの。これは、プレスリリース、その他の発表、編集者への注意、聖火マップへの記載及びパラリンピック競技大会開会式の聖火到着／聖火台点火セグメントを含むものとする。 — 聖火ランナーの人数と聖火ランナーの割当計画、いかなる組織にも聖火ランナーズロット(枠)が付与される前のもの。PTRの最後の2～3日間に、開催都市内で最低50名分の聖火ランナーズロットがIPCに提供されるものとする。 — 残ったトーチの処理計画

**2020年に開催される第32回オリンピック競技大会(2020/東京)に関する開催都市契約に対する付属合意書No1 - 2016年12月  
添付書面1 - 開催都市契約大会運営要件2015の適用に対する例外 - 大会運営要件2015年9月版**

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会(2020/東京)に関する開催都市契約に関する付属合意書のセクション2に従い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、IOC、東京都およびIOCは、開催都市契約大会運営要件-2015年9月版の適用について、下表記載のとおり、以下の事項を例外として扱うことに合意する(修正箇所は、太字及び下線で表記する)。

ID	テクニカルマニュアル上の義務	開催都市契約大会運営要件 2015	状況	備考	開催都市契約大会運営要件 2015の修正
6		BRS 06 - パラリンピック競技大会の一般的なメディア施設とサービス ・IBC、ベニューメディアセンター、記者会見室とメディアラウンジ、記者席、ミックスゾーンなど、パラリンピック競技大会中の放送事業者の主要な施設を提供する。これらはオリンピック競技大会中に放送事業者に提供されるものと同様のものであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整する。 ・アクレディテーション、宿泊、メディアガイド、パラリンピックニュースサービス、レートカード/DOS、技術、輸送、出入国、チケットティング、言語サービス、その他の支援サービスなど、パラリンピック競技大会中に放送事業者に主要なサービスを提供する。これらはオリンピック競技大会中に放送事業者に提供されるものと同様のものであるが、パラリンピック競技大会のニーズに合わせて規模を調整する。	合意	Tokyo 2020とIPC、OBSIは、Tokyo 2020からOBSへ提供されるサービスの範囲について議論を行い、合意する。	
7	○アスリート FOPと同じようにアスリートラウンジでも選手とチーム役員に対してリフレッシュメントを提供する。それはノンブランドのボトルで提供されなければならないドリンク(主に水とエナジードリンク)、普通はコココーラから提供されるノンブランドのクーラーボックスに入っているべきである。 ○放送関係者 放送トリビュンで働く放送関係者には無料で提供される水を手に入れる要件を持っている。 ○観客 観客に関係するOCOG内で議論されるべきその他のサービスとしては飲料水(水道水)の利用を提供することである。	FNB 04 - 飲料水の自由な入手 ・健康と安全性の理由から、全ての会場のベニューペリメーター内で、全ての個人が飲料水を自由に入手できることを確保する。OCOGは、承認のためにIOCに解決策を提示するものとする。	合意	FNB04の文言はそのまま、IOCとTokyo 2020のFNBFAは、飲料水の提供に関して引き続き協議する。	
8		GAM 04 - 大会デリバリープラン ・大会デリバリープランは、最低でも以下の要素を確実に含むものとする。 — HCCとオリンピック憲章の要件 — 立候補ファイルで述べた内容が含まれるコミットメントレジスター — リーガルレジスター (IOCの一般的リーガルレジスターに基づき、(i) HCCまたは立候補コミットメントの様々な要件に関する法律と他の規制または法令を特定し、(ii)HCCに準拠して大会を実施し、立候補コミットメントを果たし、合意された実施のタイムラインを遵守するのに必要な規制措置(一時的な免除、修正または新規制定)を一覧にしたもの) — 持続可能性の法令一覧(持続可能性/環境に関する立候補コミットメントと建設タイムラインに沿った、開催国で施行されている全ての持続可能性関連/環境関連の法律の一覧) — OCOG固有のマイルストーン(関連するデリバリーパートナーの主要なマイルストーンを含む)	文言修正	大会デリバリープランのコンセプトはTokyo 2020には適用されない。しかしながら、大会デリバリープランの内容はTokyo 2020が現在、プロジェクトモニタリングの一部としてIOCとともに取り組んでいるものと同等のものである(マスタースケジュール、リスクレジスター、コミットメントレジスター、等)。	GAM-04 - <u>OCOGマスタースケジュール</u> OCOGは、IOCが規定し、当該マニュアルに記載された技術要件に従い、 <u>OCOGマスタースケジュール(一般マスタースケジュールに基づく)を策定する。初版は、大会基本計画と併せてIOCに提出し、IOCによる承認を得なければならない。OCOGは、OCOGとIOC間で合意した「変更管理プロセス」に従い、OCOGマスタースケジュールに対するレビューと承認を受けなければならない。マスタースケジュールに加え、OCOGは以下を管理し、定期的に報告すること:</u> - <u>立候補コミットメントの一覧</u> - <u>OCOGリーガルレジスター: IOCの一般的リーガルレジスターに基づき、(i) HCCまたは立候補コミットメントの様々な要件に関する法律と他の規制または法令を特定し、(ii)HCCに準拠して大会を実施し、立候補コミットメントを果たし、合意された実施のタイムラインを遵守するのに必要な規制措置(一時的な免除、修正または新規制定)を一覧にしたもの</u>
9		VEN 15 - 障害のある全ステークホルダーのためのアクセシビリティ ・会場のモビリティサービスが策定され、整備されることを確保する。このサービスは、移動に制限のあるステークホルダーの個人的な移動が援助されるように設計されるものとする。このサービスは、交通機関の乗り場から、オリンピック及びパラリンピック会場の内部及び周囲のうち個人によるアクセスが許可されている全てのエリアにおいて、利用可能であるべきである。	文言修正		VEN 15 - <u>障害のある全ステークホルダーのためのアクセシビリティ</u> ・ <u>車いす及びスタッフによる移動支援を含む</u> 会場のモビリティサービスが策定され、整備されることを確保する。このサービスは、移動に制限のあるステークホルダーの個人的な移動が援助されるように設計されるものとする。このサービスは、交通機関の乗り場から、オリンピック及びパラリンピック会場の内部及び周囲のうち個人によるアクセスが許可されている全てのエリアにおいて、利用可能であるべきである。
10	2.1.2 クライアントグループの宿泊施設の要件表 ■夏季客室 ・IOC 1,400室	ACM 05 - ステークホルダーグループの宿泊要件表 ■夏季客室 ・IOC 1,600室	文言修正		「ACM 05 - ステークホルダーグループの宿泊要件表」の以下の項目は次のとおり修正する。 ...//... ■夏季客室 ・IOC <b>1,400</b> 室 ...//...
11	3.2.14 パラリンピックのクライアントグループ要件表 ■夏季客室 ・IPC 350室	ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表 ■夏季客室 ・IPC 450室	文言修正	ORの要件は放棄され、450室の代わりに、TMの350室の数字を維持する(パラリンピックファミリーホテル(PFH)の合計を895室とする)。  IPCは合計895室を超過しないようにPFHに宿泊する各グループの割当部屋数を精査する。IPCにより購入されるPFHのどの部屋においても立候補時のレートが守られることとする。加えてIOSDやNPC、OC、PSグループにおいても同様に立候補時のレートが保たれるものとする。	「ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表」の以下の項目は次のとおり修正する。 ...//... ■夏季客室 ・IPC <b>350</b> ...//...
12	3.2.14 パラリンピックのクライアントグループ要件表 ■夏季客室 ・メディア 記事報道機関および写真報道機関 放送制作スタッフ(RHBおよびOBO) 併せて1,200室	ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表 ■夏季客室 ・メディア / 記事報道機関及び写真報道機関 / 800室 ・メディア / 放送制作スタッフ(ライツホルダー (RHB) 及びオリンピック放送組織(OBO)) / 3500室	文言修正		「ACM 06 - パラリンピック宿泊要件表」の以下の項目は次のとおり修正する。 ■夏季客室: 以下のステークホルダー向けとして <b>2000</b> 室 ・記事報道機関及び写真報道機関 ・メディア / 放送制作スタッフ(ライツホルダー (RHB) 及びオリンピック放送組織(OBO))

**2020年に開催される第32回オリンピック競技大会(2020/東京)に関する開催都市契約に対する付属合意書No1 - 2016年12月  
添付書面1 - 開催都市契約大会運営要件2015の適用に対する例外 - 大会運営要件2015年9月版**

※本日本語版は、日本国内向けに日本語に訳したものです。表現等が異なる場合には、英語版を優先します。

2020年に開催される第32回オリンピック競技大会(2020/東京)に関する開催都市契約に関する付属合意書のセクション2に従い、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、IOC、東京都およびIOCは、開催都市契約大会運営要件-2015年9月版の適用について、下表記載のとおり、以下の事項を例外として扱うことに合意する(修正箇所は、太字及び下線で表記する)。

ID	テクニカルマニュアル上の義務	開催都市契約大会運営要件 2015	状況	備考	開催都市契約大会運営要件 2015の修正
13	1.2.2 IOCホテル契約 可能であれば、OCOGは、IOCホテルの客室、ファンクションルーム、駐車場等の100%を確保することが推奨される。IOCがホテルを占有することにより、オリンピック開催中の運営は簡略化される。	ACM 19 - 大会付属サービス ・ホテルに働きかけて、大会開催期間中の全ての料金(ファンクションスペース、会議室、飲食など)が合理的な通常の慣習的なレートで保証されることを確保する。 ・大会期間中、ホテルが標準の予約/キャンセル方針に従ってファンクションスペース/ファンクションルームの100%の提供を確保することを確保する。	文言修正	確保のみで契約は当初は行わず、キャンセル期限は別途合意する。	ACM 19 - 大会付属サービス ・ホテルに働きかけて、大会開催期間中の全ての料金(ファンクションスペース、会議室、飲食など)が合理的な通常の慣習的なレートで保証されることを確保する。 ・大会期間中、 <b>オリンピックファミリーホテル及びマクパートナーホテル</b> が標準の予約/キャンセル方針に従ってファンクションスペース/ファンクションルームの100%の提供を確保することを確保する。
14		OFS 17 - パラリンピック参加メダル及び参加証 ・IPCに代わり参加証と参加メダルを制作し、贈呈する。	文言修正		OFS 17 - <b>パラリンピック参加メダル及び参加証</b> ・ <b>OCOGが、大会でのステークホルダーの貢献を評価するために参加メダル及び参加証を制作することを決定した場合、メダル、メダルケース及び参加証のデザインがIPCの規定に従っていることを確保し、IPCにデザインを提出して承認を得なければならない。</b> ・ <b>IPCの承認に基づき、IPCに代わり参加証と参加メダルを制作し、贈呈する。</b>
15		OFS 18 - パラリンピック記念証 ・IPCに代わり記念証を制作し、贈呈する。	文言修正		OFS 18 - <b>パラリンピック記念証</b> ・ <b>OCOGが記念証の制作を決定した場合、そのデザインがIPCの規定に従っていることを確保し、IPCにデザインを提出して承認を得なければならない。</b> ・ <b>IPCの承認に基づき、IPCに代わりパラリンピック記念証を制作し、贈呈する。</b>
16	3.8 気象要件 気象要件の範囲 大会期間中の気象学要件に関連する気象要件の範囲は次の通りである。 ・公正で安全な試合を執行し、生命や財産を保護し、大会の効果的な運営を促進するために、気象予報及び警報、気象状況の観察、気象情報及び気象問題に対するアドバイスが、大会の全ての参加者、役員、観客のニーズを満たすようにする。 ・屋外の試合会場及び開催都市エリアの現在の気象状況や予想データをINFO及びOCOGウェブサイトを提供する。 ・関連する特定の会場の、特定の気象について研究を行う(セーリング、スキージャンプ等)。 ・専門の気象予報士とボランティアの気象観測者(気象支援者)を屋外の各競技会場に配置し、大会の3年前から、試合チーム及び会場管理チームを支援する。(セーリング、ボート/カヌー等)・・・	SPT 30 - 気象データ ・屋外競技の場合、競技会シーズン(冬季または夏季)中の気象データを収集する、観測所を競技会場毎に設置する。これらの観測所は、開催都市の選定後、可能な限り早期に、遅くとも大会の4年前までに設置されるものとする。観測所は、各IFの気象報告要件に適合するデータを収集するものとする。気象サービスの提供者はまた、INFO+や他のデータシステムで使用するための開催都市内の気象データ及び測定基準を提供するものとする。	文言修正	Tokyo 2020は、関連するIFと一緒に各競技に特化した要件を確認することに合意している。	SPT 30 - <b>気象データ</b> ・屋外競技の場合、競技会シーズン(冬季または夏季)中の気象データを収集する観測所を競技会場毎に設置する。これらの観測所は、開催都市の選定後、可能な限り早期に、遅くとも大会の3年前までに設置されるものとする。観測所は、各IFの気象報告要件に適合するデータを収集するものとする。気象サービスの提供者はまた、INFO+や他のデータシステムで使用するための開催都市内の気象データ及び測定基準を提供するものとする。
17		SPT 38 - FOP準備のための機器の提供 ・テストイベントと実際の大会のFOPの準備に必要な全ての機器(ゴム製モーターボート、トラクターなど)を提供する。	文言修正		SPT 38 - <b>FOP準備のための機器の提供</b> ・テストイベントと実際の大会のFOPの準備に <b>必要な</b> 機器(ゴム製モーターボート、トラクターなど)を提供する。
18		TEC 03 - インターネットインフラ ・地理的に分散した複数のグローバルインターネット相互接続点と相互接続点から各会場/サイトまでの地理的に独立した経路との直接の接続により、大会のインターネットサービスの合理的で物理的に回復力のある供給を確保する。	文言修正		TEC 03 - <b>インターネットインフラ</b> ・地理的に分散した複数のグローバルインターネット相互接続点と相互接続点から各会場/サイトまでの地理的に独立した経路との直接の接続により、大会のインターネットサービスの合理的で物理的に回復力のある供給を確保する。 <b>最終的なソリューションは、OCOG、IOC、Atos、OBS及び国内通信事業者の合意による。</b>
19		TEC 06 - 通信ソリューションの展開 ・展開される通信ソリューションが、オリンピック競技大会の2年前までに定義され、承認されることを確保する。	文言修正		TEC 06 - <b>通信ソリューションの展開</b> ・展開される通信ソリューションの <b>主要な内容</b> が、オリンピック競技大会の2年前までに定義され、承認されることを確保する。 <b>最終的なソリューションは、OCOG、IOC及びOBSの間で合意される。この最終的なソリューションには、WAN、データセンター及びクラウドなどの重要な通信ソリューションに関する既合意事項への変更も含む。</b>
20		TEC 09 - サプライヤーとプロバイダーの知識継承 OCOGにより技術サプライヤーとの間で結ばれる全ての契約に、プロバイダーが以下の要件に従う要件が含まれることを確保する。 — IOC及びIOCが指定した関係する第三者に、サービス及び製品の提供の進行状況を定期的に連絡する。 — 大会の準備及び開催の間に実際に提供されたサービス及び製品を詳細に記述した報告書を、OCOGとIOCに提出する。 — OCOGまたはIOCから要求される場合、将来のOCOGに有利な知識継承に関する会議、ワークショップ、報告会またはその他の関連する活動について、サプライヤーの費用で準備及び参加する。	文言修正		TEC 09 - <b>サプライヤーとプロバイダーの知識継承</b> OCOGにより技術サプライヤーとの間で結ばれる全ての契約に、プロバイダーが以下の要件に従う要件が含まれることを確保する。 — IOC及びIOCが指定した関係する第三者に、サービス及び製品の提供の進行状況を定期的に連絡する。 — 大会の準備及び開催の間に実際に提供されたサービス及び製品を詳細に記述した報告書を、OCOGとIOCに提出する。 — OCOGまたはIOCから要求される場合、将来のOCOGに有利な知識継承に関する会議、ワークショップ、報告会またはその他の関連する活動について、サプライヤーの <b>合理的な費用(例えば移送費、宿泊費を含む)</b> で準備及び参加する。
21	2.2.1 チケット管理のシステム及び技術に関する検討事項 チケット管理システムのプロバイダーの承認 OCOGによるチケット管理システムプロバイダーの選任は、IOCによる承認を必要とする。	TKT 25 - チケット管理システムのプロバイダー ・使用されるチケット管理システムが、IOC指名のチケット管理システムプロバイダーから提供されるものであることを確保する。IOCがこのようなプロバイダーを指名していない場合、OCOGのチケット管理システムプロバイダーの指名は、IOCによる承認を受けることになる。	適用除外		
22	保険 リスク管理部門は、保険ニーズを認識し、市場より保険を調達する責任を担う。これら保険は、開催都市契約の要件を満たすものでなければならない。 これらの保険は下記を含むがこれに限らない。 ・専門職業人賠償責任保険 ・役員賠償責任保険 ・一般賠償責任保険 ・製造物賠償責任保険 ・財物保険 ・自動車保険 ・傷害・疾病保険 ・既存のIOCの保険との関係で必要と判断する場合、興行中止保険	FIN 07 - 保険の方針 ・「FIN付属書1 - OCOGの保険に関する規定」に規定されているように、保険を調達し、維持する。 ・大会に関連したキャンセル保険(必須ではない)を取得する前に、IOCにOCOGの計画を連絡する。  FIN付属書1 OCOGの保険に関する規定	文言修正		FIN 07 - <b>保険の方針</b> <b>OCOGは、ORに合致する形で効率的かつ適切な保険プログラムを構築するものとする。</b> <b>OCOGが、リスク分析及び保険市場の経済合理性等を考慮した結果、ORと異なる提案をする場合には、IOCの事前の書面による同意を必要とする。</b>